

南監第 17 号  
令和 5 年 6 月 30 日

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 田中 喜一郎

### 住民監査請求について（回答）

令和 5 年 5 月 8 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

#### 第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

#### 第 2 請求の受付

##### 1 請求人

奥村 勉

##### 2 請求書の提出日

令和 5 年 5 月 8 日

##### 3 請求の要旨

監査委員は、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、これを受領した職員に対する法的措置（納入の通知及び督促）を怠っている町長に対して、左記「怠る事実」を改め、納入の通知及び督促をするよう勧告せよ。

##### 4 要件審査

監査委員は、令和 5 年 5 月 10 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することに決定しました。

#### 第 3 監査の実施

##### 1 監査対象事項の決定

職員への賞与誤支給に関する過払い分返還の際に用いた納入通知書及び督促状の有

無について、監査対象事項としました。

## 2 監査対象部局

総務課

## 3 証拠の提出及び陳述の機会

請求人は、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づく、請求人に証拠の提出及び陳述の機会は不要であると、監査請求提出時に申し出られたので、機会は設けませんでした。

## 4 監査対象部局の弁明の概要

請求人は、町長が、納入通知及び督促を怠っているとしている。しかし、町としては、職員への賞与誤支給に関する過払い分返還の際には納入通知書を用いて請求している。また督促状については、発行する必要もない状態にあることから発行していない。

# 第 4 監査の結果

## 1 監査委員の判断

### (1) 理由

- ア 請求人は、賞与過払いに関する町の返還請求権の行使について、これを受領した職員に対する法的措置（納入の通知及び督促）を怠っている町長に対して、左記「怠る事実」を改め、納入の通知及び督促をするよう勧告せよと主張する。
- イ 本件請求における、賞与誤支給の対象職員に対して、町は詳細な状況調査を行った後、消滅時効に係った一部職員を除き、すでに町会計規則第 11 条に基づく納入通知書を発行し、返納手続きを進めている。なお、督促状については、現時点では発行の必要がないことから実行されていないが、過払い金受給者の返納状況を見て、その必要があれば対応することになる。
- ウ よって、町長は請求人の主張する返還請求権の行使について、これを受領した職員に対する法的措置（納入の通知及び督促）を怠っているとは言えず、「怠る事実」を改める必要はないと判断する。

### (2) 結語

したがって、本件請求には理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。